

平成29年 12月定例会

平成29年12月定例会は11月30日から12月22日まで23日間の会期で開かれました。市長提出議案は、条例案9件、補正予算7件、人事案件1件、諮問案件1件。このほか、請願1件、議員提出決議案1件が提出されました。審議の結果、市長提出議案はいずれも原案のとおり可決。請願は文教厚生常任委員会に付託、議員提出決議案は否決となりました。

一般質問は12人の議員が市政を質たしました。

〈追加議案〉議員の議員報酬及び費用弁償等や、市長等、職員の給与に関する条例の一部改正と一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正(議案第75号、第78号)を可決

平成29年の人事院勧告を踏まえ提案されました。しかし、この議案が議会最終日の追加議案として提出され、即日での質疑・討論・採決となったことに、議員からは「議案提出のあり方」を問う発言がありました。

〈改正の内容〉

- ◆議員の期末手当
- ◆市長・副市長・教育長の期末手当
 - ・現行の支給割合から0.1か月分引き上げ
- ◆職員
 - ・給料月額を400円～1,000円までの間で引き上げ
 - ・勤勉手当を現行から0.1か月分引き上げ
- ◆一般職の任期付職員(保育士ほか)
 - ・各号給(級)給料月額を900円～1,000円引き上げ

〈給料等改正に伴う影響額〉

議員	612千円
市長等	271千円
職員	給料分 1,619千円
	手当分 11,817千円
合計	14,319千円

平成29年度一般会計補正予算(第4号)
平成29年度幸手市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
平成29年度幸手市水道事業会計補正予算(第2号)

※職員、任期付職員の給料月額は平成29年4月1日に、手当は平成29年12月1日に遡及して適用。

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定
農地利用最適化推進委員が新設

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、幸手市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数が定められました。これにより、『幸手市農業委員会の選挙による委員の定数条例』が廃止され、農業委員はこれまでの公選制から、市長が議会の同意を得て委員を任命する方法に改められます。



〈新たな定数と報酬〉

委員	定数	報酬
農業委員	14人	改正なし
農地利用最適化推進委員	6人	月額26,100円

人事案件

教育委員会委員

尾島 紗緒里 氏

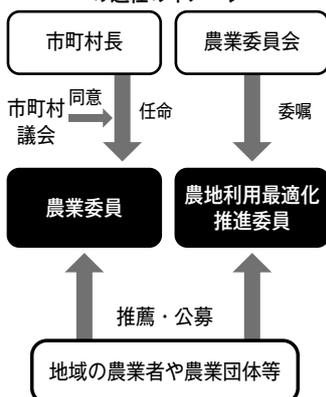
を任命することに同意しました。

人権擁護委員

森 久子 氏

を推薦することに同意しました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



※新しい制度は、現農業委員の任期満了後(平成30年8月)からとなります。

主合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農地の出し手と受け手の掘り起こし、農地の利用状況調査、新規就農者等への相談対応などの現場活動を行います。

◎農地利用適正化推進委員とは

今年も
よろしく
お願い
いたします



議長

藤 沼 貢

副議長

宮 杉 勝 男

議員（議席順）

大 武 手 青 中 小 木 松 本 小 小 大
平 藤 島 木 村 林 村 田 田 河 林 山
泰 壽 幸 孝 順 治 雅 謠 浩 啓 重
二 男 成 章 子 一 夫 代 子 和 子 隆



幸手市議会議長
藤 沼 貢

市民の皆様には、清々しく
希望に満ちた新春をお迎えの
ことと、お慶び申し上げます。
また昨年は議会運営に対し、
格別のご支援を賜り、心より
御礼申し上げます。

市政においては、圏央道幸
手インターチェンジの開設や、
中央地区産業団地の整備が整
い、また幸手駅の橋上化・西
口の開設も着々と工事が進行
しております。

市議会では、今後も各種事
業の進捗や、市の財政状況等
に留意し、地域の発展や市民
生活の向上を図るため、さら
に市政への働きかけを行って
いきたいと考えております。
結びに、市民の皆様の「健
勝」をご祈念申し上げます。
新年のご挨拶といたします。

地域包括ケアシステム 「幸手モデル」の主な取り組み

在宅医療連携拠点「菜のはな」

幸手市と杉戸町の行政や北葛北部医師会の委託による在宅医療や介護、福祉の相談の窓口です

暮らしの保健室

町内会やサロンなど人々が集う場所に研修医や看護師が出向き、在宅医療や介護の相談等ができる場です
など



幸手市議会議員研修会開催 地域包括ケアシステム（幸手モデル）について

市議会は、平成30年1月15日、
社会医療法人ジャパンメディカル
アライアンス東埼玉総合病院在宅
医療連携拠点事業推進室長 中野
智紀（なかのともき）氏を講師と
して招き、地域包括ケアシステム
（幸手モデル）と題する議員研修
会を開催しました。

中野智紀氏は、幸手市と杉戸町
で、医療や介護専門職が連携した
独自の地域包括ケア（幸手モデル）
の体制づくりに取り組まれてきま
した。この地域包括ケアシステム
（幸手モデル）は、全国各地の市
議会から先進地視察に訪れる、と
ても注目されている事業です。

部設置条例等の一部を改正する条例

質疑

幸手市職員定数条例の一部を改正する部分の定数を270人から310人に改める理由と教育委員会の定数を60人から50人に改める理由について。

また、これらの定数の改正と第3次職員定数適正化計画との整合性についてと教育委員会に新たに教育部を設置する理由について、それぞれお伺いいたします。

答弁

平成30年度以降の行政組織の再編を検討する中で、現行の職員定数条例および第3次後期の定数適正化計画を見直ししなければならぬ状況にあります。

第3次後期の適正化計画の改定は、新たな計画期間の適正化計画の策定となるかは未定ですが、今後の見込みといたしまして、現在

再任用の職員を配置して対応する部署は複数ございますが、定年退職者のピークを過ぎまして再任用職員が減少傾向になっております。その結果として、再任用職員で対応していた部署に常勤職員を見込む必要があること、また、保育環境の充実、高齢者対策等により専門職の確保といった増員の要因が見込まれるものです。

詳細な質疑や必要人員の検証は現在調査検討しているところでありますが、定員適正化計画の各部門の見直しに当たりまして、市長部局の職員の定数上限を平成25年度の改正前の定数でございます310人に戻させていただきます。

また、教育委員会においては、学校給食の調理業務の委託化等に伴う技能労務職員の減少によりまして、条例定数の上限を50人とさせていただきます。

次に、2点目の職員適正化計画との整合性についてです。

職員適正化計画は、地方公共団体におきます職員の定員管理の適正化のため、計画期間における事務事業に応じた常勤の一般職の職

員数の適正化目標を定めた計画です。現在の第3次後期の幸手市定員適正化計画においては、平成27年度から平成30年度までを計画期間とし、職員総数326人を目標とする計画で行政需要に応じた職員の適正配置計画と考えております。職員定数条例については、地方公共団体の任命権者ごとの常勤の一般職の職員数の上限数を定めるものです。定員適正化計画に定める職員数の目標値の設定に当たりましては、各行政部門の職員数は職員定数条例に定める任命権者ごとの職員数を超えないような整合を図る必要があります。

教育部設置の理由といたしましては、平成27年4月1日から施行されました地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律により、現在幸手市教育委員会の役職にある教育次長の呼称が法律の規定にそぐわないこと、また、組織体系をより明確化することです。

反対討論

大平泰二

機構改革を提案するなら、文書

賛成討論

武藤壽男

管理の徹底や、職責を明確にする必要がありますが庁内で議論を重ね考え出した改正案ではなく、各課の人員配置数や所掌事項も曖昧です。現在の市長部局職員数はすでに条例違反であることが質疑の中で明らかになりました。このことは、議案提案時にもそのような報告も説明もなく、総務常任委員会での質疑で初めて条例違反であった事を認めたものです。違反していたから増員では容認できません。

人口の減少、公共施設、インフラの整備補修、社会福祉経費の増大等の厳しい状況下、政策の選択と実行が必要。総合政策部の設置は、政策決定の透明性と責任の所在の明確化、スピード化を期待し強く求めます。幸手市職員定数条例の一部改正は360人を上限とするものです。最小の経費で最大の効果を求める使命からも、総人件費、職員適正化を念頭に行政運営され、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の視点に立った事務執行をお願いします。